星野 崇氏 青葉 紘宇氏 ヒアリング事項

- ① 里親家庭における児童の処遇に当たって、実親(親権者)との関係で問題となる事案を御教示ください。特に、単に実親(親権者)の主張があるというのではなく、親権に由来する問題についてお聞かせください。里親委託解除時又は解除後にも同様の問題があればお聞かせください。
- ② 里親と実親(親権者)との間で、意見の対立があった時など、現状ではどのように対応・解決しているのでしょうか。また、地域によって違いはありますでしょうか。どのようなサポートを望みますか。
- ③ 児童の身上監護について、実親(親権者)よりも里親の権限が優先することを導入することについて、どのようにお考えでしょうか。仮に、そうした仕組みを導入する場合には、無用に実親(親権者)との対立を激化させないような意見調整の場や里親が判断に迷うような場合に意見を求める機関があった方がよいという意見もありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。
- ④ 里親委託中の児童で、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童について、 親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、里親が親権を行うと いう仕組みについて、どのようにお考えでしょうか。また、里親ではなく児 童相談所長が親権を行うという仕組みも考えられますが、見解をお聞かせく ださい。
- ⑤ その他、親権の問題について御意見がありましたらお願いします。

既明古石について

第4回 親権の在り方専門委員会

平成22年7月27日

資料4

厚労省からの質問事項について

平成22年7月20日全国里親会

意見を述べる前提として、次の点を踏まえさせて頂きたく思います。

- 1 里親といっても様々です。実親の状況によって里親としての対応が分かれるので、
 - 一括りで論じるのは現実的でないと考えます。
 - ①早い段階で、養育できないと実親が決めている場合
 - ②縁組が適当と認められていても、縁組承諾の書面が整えられない場合
 - ③虐待など実親の負の影響が強い場合や、実親の主張が偏っている場合
 - ④相当期間音信がないなど、実親の関わりが薄い場合
 - ⑤実親の関わりが濃い場合や、短期受託の場合
- 2、今回の意見は養育里親を前提にしており、養育里親は実親の子育ての支援機関の一 部であると位置付けて集約しています。

子どもの養育は人としての心を育てる大切な役割を負っています。実親と里親が共に生きるという図式を掲げつつも、躾には大人の対応が一本化していなければならないという矛盾した関係にもあります。

質問1 実親との関係で親権に由来する問題事案 (別紙事例を参照)

- ① 監護の領域の問題
- ② 実親との接点の問題
- ③ 18歳・解除後の問題
- ④ その他

質問2 実親と対立があった時、対応の現状について

・ 多くの場合、実親の意見が優先する形で終息しているのが現状です。実親との 直接やり取りする場合は少数で、多くは児童相談所が調整し決定しており、里親 の意見は参考程度に留まっています。

ただし、子どもが意思表明のできる場合は、子どもの意見も無視できないのが 現状と思われます。

- ・ 実親の存在がクローズアップするのは、措置解除に当たって意見にずれが生じた時です。子どもが意思表示のできる年頃の場合は、里親はこれまでの子育てや子どもの成熟度を信じて結果を待つのみです。引き取りや今後の生活を巡っては、子どもが的確な判断をする場合が多いようです。
- ・ 実親の存在が表面化するのは一時帰宅した時もその一つです。事例で指摘した 通り、生活スタイルの差異が目の前に展開します。親子は交流を通じて得るもの も多い筈ですので、子どもにプラスになる実のある交流を望む次第です。
- ・ 被虐待の知的障害児の解除には、運用の課題が残っており善処を求めたいと思います。(事例参照)

質問3 身上監護面で里親優先とする案、及び調整機関を設置する案について

- ・ 子どもの人格形成には、信頼関係をベースに養育者と子どもとの相克が不可欠であり、一本化された大人の養育体制が必要です。この課題に対しては、親権云々の前に現実を直視しなければならないと考えます。子どもと生活を共にしている者が中心とならなければ躾は中途半端になってしまいます。
- ・ 愛着関係を形成する大切な乳幼児期にあっては、揺れ動く若い実親と、子ども・ 里親の関係をどう位置付けるのか、悩ましい状況が続いています。
- ・ 調整機関の設置は必須要件と考えます。機能としては「養育者、養育期間、養育範囲」を実親と調整機関が話し合い、養育里親はその結果に基づいて養育を分担する構図を望みたいと思います。
- ・ 人間は感情もあり変化もするので、図式通り整理しきれない場合も多々あります。調整機関のその都度の判断と指導の下、里親は子育てを進めます。その枠の中で、現に養育に当たっている者が監護面で優先するとするのが現実的と考えます。
- ・ 事例で述べるような高校生のアルバイトの承認などの一般化している行為に ついては、監護の範疇に入れるのが現実的です。
- ・ ただし、学校選択、大きな治療行為、発達診断など子どもにとって将来を左右 するような課題は、調整機関の判断・指導の下になされるべきと考えます。

質問 4 未成年後見等があるに至るまでの間、里親が親権を行使することについて

- ・ 養子縁組の制度が一方にあるので、養育里親は親権を持つべきではなく、あくまでも公的機関の指示の下に子育てすべきであると考えます。
- ただし、明らかに養育する意思を持たない実親の場合、その子どもについては 里親の了解を前提に、里親が未成年後見人になる道は残すべきと考えます。
- ・ 未成年後見については、現行法で規定されている児童相談所長の申請権限を完全に果たすべきで、後見人の確保・経費負担等そのために必要とされる施策は早急に整えていくべきと考えます。
- ・ 私どもの考える未成年後見人の職務は、財産管理に留まらず形式的な面だけでもなく、親に代わって 20 歳まで関与する役目があると考えます。児童相談所長が当て職で就任するような形式的な性格のものではない筈です。
- このように、未成年後見人の選任が重要と考えますが、どうしても未成年後見人が見つからない子どもについては、里親ではなく児童相談所長が親権を行い、 里親は子どもの監護に責任を持つという役割分担がよいと考えます。

親権に由来した問題事例

全国里親会(平成22年7月20日)

1、監護の領域の問題

・ (就労の承諾) 高校2年でアルバイトをしようとしたら、実親(親権者)の同意書を提出するように言われた。この子どもは両親が死亡しており未成年後見人も付いていなかったので、里親がガソリンスタンドに出向いてお願いした。

小さな企業は細かいことは言わないが、大手の企業は契約書について 決まり通りに対処する傾向が強い。

- ・ 高校卒業で新聞配達の仕事に就くことになった。実父が大阪にいるので小遣いを溜めて、同意書・保証人の印をもらうために東京から大阪に出向いた。その時は良い返事だったが、結局同意書などは送られて来なかった。就職先に対して、特別に里親の印鑑・同意で済ませてもらった。
- ・ 盲学校を卒業して普通の会社に就職を決めたが、実父は「お前はマッサージの世界で生きろ」と主張し承諾書に捺印しなかった。学校の就職 担任が中に入り、担任が保証人になることで会社の了解を得た。卒業を 控え振り回された。
- ・ (契約関連) 携帯電話のことで話し合いをしている最中、里親に内緒で叔母が母親の印を使って契約した。通話料が多額になってしまい、 滞納のトラブルだけが住所の関係で里親宅に回されてきた。電話会社は、 料金滯納は里親の監護の範疇であると主張している。

更に、里親が契約の解除を電話会社に求めたところ、契約解除は本人・ 親権者となっており、里親からの解除は認められないと言われ、本人の家 出なども重なり通話停止になるまでの間、多額の通話料が累積していった。

- ・ 子どもも親の承諾があると、DVDなどのレンタルカードが作れるが、 里親の承諾では作ってもらえない。友達はレンタルカードでDVD等を 借りているのに、その仲間に入れない。里親の名前でカードを作ったが、 本人以外にはカードの利用を認めていないので、子どもはレンタルショ ップを活用できないでいる。
- ・ 自動車賠償保険で里子は家族待遇の扱いに入れてもらえない。
- ・ (予防接種など) 予防接種では実親の承諾書が求められる。
- 子どもの発達検査なども医療行為に当たるとの判断から、実親の承諾を求める例もある。児童相談所は、精神科関係の受診や判定には実親の承諾を前提にして慎重である。
- ・ (教育関連) 里親に教育の判断が認められたが、実際は実親の同意を